

外部業者のための

安全管理規則



ボッシュ株式会社

外 部 業 者 の 方 へ

この安全管理規則は、当社の発注による工事や納品、その他当社内で作業をされる方々が、事故や災害を「ゼロ」で完了することを目的として設定致しました。

安全は、自分の身を守るムリ・ムダ・ムラのない動作を基本とし、これが効率のよい仕事となります。まずは「事故や災害は起こさない」「私はケガをしない、他人にもさせない」という強い誓いを抱き行動を取るようになさってください。

災害は、基本的なことを怠った、あるいは作業場の環境をよく知らないと起こりがちであります。この規則は事故や災害を防止し、安全で健康に作業をしていただくために励行しなければならない基本的な事項を取りまとめてあり、労働安全衛生法および外部業者各社の専門的ルールと併せてこれを守って業務を遂行してください。さらに、この規則が広く活用されて、安全管理の一層の向上に役立つことを期待致します。

ボッシュ株式会社

目次

1	通知・配布	5
2	適用範囲	5
3	目的	5
4	用語及び定義	5
5	関連文書	5
5.1	社外関連文書	5
5.2	社内関連文書	5
6	総則	6
6.1	法令及び規則の順守	6
6.2	損害賠償	6
6.3	工事業者への安全情報伝達	6
6.4	リスクアセスメントの実施	6
6.5	工事管理部署・外部工事業者の点検・監視	6
7	業者の心得	6
7.1	一般注意事項	6
7.2	作業内容、安全管理機構等の事前届	7
7.3	異常気象時の措置	7
7.4	実施上の変更命令	7
7.5	業者間の連絡および協力	7
7.6	事故・災害時の措置	7
7.7	事故・災害の届出	8
7.8	法定伝染病の届出	8
7.9	工事の終了	8
8	作業者の心得	8
8.1	一般心得	8
8.2	入場および退場	8
8.3	構内交通	9
8.4	整理整頓	9
8.5	安全標識	9
8.6	火気の取り扱い	10
8.7	共同作業	10
8.8	高所作業	10
8.9	ガス溶接・溶断、電気溶接作業	11
8.10	電気取り扱い作業	12

8.11	機器の指定および取り扱い	12
9	改廃.....	12
10	施行期日	13
11	変更履歴	23

1 通知・配布

この規則の通知及び配布は、基本的に下記による。

通知：（社内）E-mailにて原則として職制以上に通知する。

配布：イントラネット上のホームページ掲載を持って配布とする。

また、イントラネットを使用できない部門には、ハードコピー配布を基本とする。

2 適用範囲

この規則は、Bosch グループの発注による工事、または納品に伴う作業、その他当社内で作業をする外部業者とその作業員(以下業者等という)及び Bosch グループの事業所の工事管理部署が順守すべき事項を定めたものである。

3 目的

この規則は、Bosch グループ構内における作業及び構内工事に伴う労働災害を防止し、合わせて工事・納品等の業務の円滑推進、及び社内秩序の維持を図ることを目的とする。

4 用語及び定義

Bosch グループ；日本地域の RBJP とその子会社及びボッシュ関連会社（DCJP、PAJP 等）並びにタイ地域の RBTA

工事；外部業者による構内での工事及び作業を示す。ただし、FAX 修理・販売員・配送等は除く。

5 関連文書

5.1 社外関連文書

5.2 社内関連文書

ボッシュ Norm N93 A

ボッシュ Norm N93 S

ボッシュ Norm N93 A11

ボッシュ Norm N93 A20

ボッシュ Norm N93 S17

20B-17-011 安全衛生マネジメント規則

20A-17-002 安全衛生規則

20B-17-005 防火管理規則

20B-17-006 交通安全規則

20B-17-008 安全衛生関連法規則

20D-17-011 火気使用許可基準

6 総則

6.1 法令及び規則の順守

外部業者は、法令に伴う届出・免許・作業主任者選任・特別教育・法定点検等やボッシュの規則、NormN93A11、NormN93A20、NormN93S17 を順守すること。これに違反または関係者の指示に従わないときは、構内出入りを禁止することがある。

6.2 損害賠償

業者等が故意、または過失により作業中に当社に損害を及ぼしたときは、元方事業者が損害賠償を行なうものとする。

6.3 工事業者への安全情報伝達

Bosch グループの事業所の工事管理部署の責任者は、工事請負先の工事責任者へ本規則を周知すること。また、安全関係情報を書面（議事録を含む）にて伝達するとともに、構内作業に伴う事前届出書（20B-17-014F1）の注意事項を工事業者の責任者へ伝え、その記録を2年間以上保管すること。

6.4 リスクアセスメントの実施

外部業者の工事責任者は、工事の開始に先立ち労働安全衛生法 28 条 2 に定められたリスクアセスメント（危険源の特定とリスク評価）を実施し、リスクの大きさに吊りあった安全対策及び作業指示を行なうこと。また、Bosch グループの事業所の工事管理部署の責任者は、リスクアセスメントが実施され、リスクの大きさに吊りあった安全対策及び作業指示が行われていることを確認し、その記録を2年間以上保管すること。

6.5 工事管理部署・外部工事業者の点検・監視

Bosch グループの事業所の工事管理部署の責任者及び外部工事業者の工事責任者は、工事に当たり外部業者が法令を順守し届出・作業主任者・特別教育・法定点検等を実施していることを確認すること。

また、従業員が必要な資格・教育・指示を受け、順守されているかを検証するために無作為の点検を実施し、不適合な場合には是正措置を講じること。また、それらの記録を2年間以上保管すること。

サンプル帳票；ボッシュ工事管理部署による抜き打ち検査（20B-17-014F3）
外部工事責任者による抜き打ち検査（20B-17-014F4）

7 業者の心得

7.1 一般注意事項

- 1) 外部業者は、法令に伴う届出・免許・作業主任者選任・特別教育・法定点検等を順守している証を Bosch グループの事業所の工事管理部署の責任者へ届け出ること。
- 2) Bosch グループの事業所の工事管理部署の責任者から入手した安全情報と外部業者によるリスクアセスメント結果に吊りあった作業指示・残留リスクを作業従事者へ周知・徹底すること。
- 3) 関係者と作業打合せを行うときは、作業内容、連絡方法、責任者、緊急時の措置等をはっきりさせ、必要なことは作業員に徹底すること。打合せ後に変更する場合も、関係者と協議し連絡徹底を図り、勝手な変更をしないこと。

- 4) Bosch グループの設備・動力を使用するときは、事前に Bosch グループ事業所の工事管理部署の許可を受け、指示を守ること。
- 5) Bosch グループの作業を妨害しないこと。
- 6) 工事中（または他の工事や設備に関しても）人や設備に異常を発見したときは、直ちに作業を中止するなど応急処置をとり、関係者に連絡すること。
- 7) Bosch グループが行う行事（パトロール、職場診断、その他）に協力すること。不安全の指摘を受けたときは、その事項についてすみやかに対策を立て、処置を施すと共に、その状況を Bosch グループ事業所の工事管理部署に報告すること。
- 8) 業者が持ち込む機器、装置等（はしご、脚立、電気機器等）には、業者名を記入すること。
- 9) 資材等の仮置きは、当社の工事管理部署の指示を受け、通行・生産等の妨げにならないように整理し、必要があれば標示すること。

7.2 作業内容、安全管理機構等の事前届

外部業者は、事前に現場責任者および人員、作業期間、作業内容を Bosch グループ事業所の工事管理部署へ構内作業に伴う事前届出書（20B-17-014F1）を届出ること。

また、安全衛生に関する管理者を定め、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等に定められた諸手続きを行うと共に、その氏名および管理機構、運用方法、使用機械等を届出るものとする。ただし、納品、輸送等の定形業務については初回の届出のみとする。また、作業の実施にあたっては、Bosch グループ事業所の工事管理部署の指示に従うと共に、安全管理規則、安全作業標準を遵守するものとする。

7.3 異常気象時の措置

工事期間中に、暴風や大雨等により災害が発生する恐れのあるときは、防止のための万全の処置を講ずること。

7.4 実施上の変更命令

Bosch グループが既に承認した諸工事の施工方法、機器の取扱方法、保守装置等であっても、実施に当り安全管理上不相当と認めたときは、これらの変更または改造を命ずることがある。

7.5 業者間の連絡および協力

同一の場所において二社以上の業者が作業を行うときは 連絡を密にして労働災害の防止に努めると共に、Bosch グループが指定した元方事業者の「安全」に対する諸施策に協力すること。

7.6 事故・災害時の措置

作業中に事故または災害が発生したときは、すみやかに関係者に連絡すること(救急車・消防車の出勤要請は、Bosch グループ事業所の守衛所、事業所 HSE 又は工事管理部署)

7.7 事故・災害の届出

発生した事故・災害に対しては選任された安全管理者または現場責任者は、構内作業における事故災害届出（20B-17-014F2）を Bosch グループ事業所 HSE へ提出するものとする。また、事故・災害の内容によっては Bosch グループ事業所の工事管理部署から再発防止のための対策書の提出を要請する場合がある。

7.8 法定伝染病の届出

業者等が Bosch グループ事業所内で業務期間中に伝染病にかかったときは、すみやかに Bosch グループ事業所の工事管理部署及び事業所 HSE に連絡し、指示に従うこと。

7.9 工事の終了

工事に当たって発生するコンクリート骨材、残土、その他 不要になった材料等は、法の定めに従い構外へ搬出するなりして整理、整頓を行なうこと。また、工事完了後の後片付けは、Bosch グループ事業所の工事管理部署等の点検・確認を受けること。

8 作業者の心得

8.1 一般心得

- 1) 法令・規則及び作業指示・手順を順守すること。
- 2) 危険な場所や関係のない他の職場・地域に立ち入らないこと。
- 3) 規律・秩序を乱す行為をしないこと
- 4) 作業中および歩行中はタバコを吸わないこと。また、タバコは決められた場所で灰皿と火消し用の水を置き吸うこと。
- 5) 酒気を帯びて作業をしないこと。
- 6) 安全な履物（安全靴等）を使用すること。また、必要な保護具（ヘルメット、防じんマスク、耳栓等）は正しく着用すること。
- 7) 法で定められた作業は、免許証や講習修了証を持っている者が行うこと。
- 8) Bosch グループ事業所の機械・設備（スイッチ、バルブ、計器等）を無断で操作しないこと。
- 9) 安全装置、柵、囲い、手すり等を勝手に外さないこと。
- 10) Bosch グループ事業所の物品を作業のために使用するときは、事前に工事管理部署の許可を得ること。
- 11) 作業現場は常に清潔にしておくこと。
- 12) 建設工事等によりコンクリート骨材、残土等を運搬する際は、床や路上等に落下させないようにすること。もし落下させた場合は速やかに取り除くこと。
- 13) 飲食用の缶、びん、樹脂ケース等は、分別して指定された回収箱に廃棄すること。

8.2 入場および退場

- 1) 作業者は、入場および退場の際は必ず守衛所にて所定の手続きをすること。
- 2) セキュリティ及び酒気帯びや風俗上好ましくないと判断される場合は、入門を拒否することがある。

8.3 構内交通

1) 通行についての一般心得

- ①通行は、必ず所定の通路を通ること。
- ②構内道路標識、道路標示を守ること。
- ③高所作業中の下や、吊り荷の下を通らないこと。
- ④電線、エアホース、ガスホース等は踏まないこと。
- ⑤機械や積荷の間、フォークリフトが作業している場所、荷物の積み込み・積み降ろし作業をしている車両の側は、安全を十分確認して通行すること。

2) 運転者の一般心得

作業者が構内で車両を運転する場合は、道路交通法及び構内の交通ルールに準ずるほか、特に次の事項を守らなければならない。

- ① 最大積載量を超えて荷を積んだり、座席のない荷台に人を乗せて走行しないこと。
 - ② 構内道路標識（制限速度等）に従って運転走行すること。
 - ③建物内へは車両を乗り入れてはならない。但し、作業上やむを得ない場合は、事前に Bosch グループ事業所の工事管理部署及び事業所 HSE の許可を得ること。
 - ④車両荷台のドア（アオリ）を開けたまま走行しないこと。
- 3) 構内では歩行者や部品等の運搬車（フォークリフト、モトトラック、台車等）を優先とする。
 - 4) 作業者が構内に車両を駐車させる場合は、事前に Bosch グループ事業所の工事管理部署及び事業所 HSE の許可を得て、指定する場所へ駐車させること。
 - 5) 物品の積み込み・積み降ろしのため、駐停車するとき他の交通の妨げにならないようにすると共に、消火栓、消火器、火災報知器等の設置場所および駐停車禁止の標識、標示のある場所に駐停車してはならない。
 - 6) 構内の交通ルールに従い指定時間及び指定ルート以外は、構内の走行をしないこと。

8.4 整理整頓

- 1) 出入口、非常口、階段および落ち易い箇所には、物を置かないこと（車両も含む）。
- 2) 消火栓、消火器、配電盤、スイッチボックス、担架の前には物を置かないこと（車両も含む）。
- 3) 燃え易いものを火気や危険物の近くに置かないこと。
- 4) 酸素、アセチレン等の容器は安全な場所を決め、「空」「充」のラベル表示をし、空容器、充容器別に置場の表示をして置くこと。

8.5 安全標識

- 1) 禁止、制限、注意、その他標識のあるところでは、これに従うこと。
- 2) 上部に危険なものがあるとき、高所で作業をしているときは「修理中」「高所作業中」等の表示を見やすい場所にする。
- 3) 高所作業中の下や、墜落のおそれがある開口部等、特に危険な場所は囲いをし、「立入禁止」の表示をすること。

8.6 火気の取り扱い

- 1) 火気（暖房用、焼却用、ガス・電気の溶接・溶断、グラインダー、その他）を使用する場合は、すべて必ず Bosch グループの事業所の工事管理部署に火気使用許可願（20D-17-011F2）を申し出て、火気使用の許可を受けると共に使用に当たっては許可条件を順守し、災害防止に努めること。
- 2) 火気使用中は、工事内容により防火監視員を置き、可燃物の除去、発火の注意・発見ならびに消火活動のできる態勢で待機すること。
- 3) 可燃ガス、酸素が滞留するおそれのある場所では、濃度を検知して、安全を確かめたのちに作業すること。
- 4) 火気取り扱いの一般心得
 - ①火をつけたまま、その場を離れないこと。
 - ②消火器の置場、取り扱い方法をあらかじめ確かめておくこと。
- 5) 火気使用作業が終了したときは、火気使用許可願（20D-17-011F2）の指示に従い後始末と残り火が無いことを確認して Bosch グループ事業所の工事管理部署へ報告すること。
- 6) 喫煙は、屋内外共に所定の場所で行い、必ず水と灰皿を備えること。また、喫煙所の設置については、工事管理部署及び事業所 HSE の許可を得ること。
- 7) 火災が発生したときは、直ちに消火にあたり、周囲の人に応援を求めると共に、Bosch グループ事業所の守衛所及び事業所 HSE へ通報すること。

8.7 共同作業

- 1) 共同作業を行うときは、事前にその内容と役割分担について打ち合せを行い、お互いに合図等を確認しあったのち作業をすること。また、その安全情報等の記録（議事録等）を残すこと。
- 2) 共同作業では、作業責任者を決めて作業をすること。
- 3) 作業責任者は、全般の状況を把握し、適切な指示と連絡の徹底をはかり、作業員全員の安全を確かめること。
- 4) 共同作業員は、作業責任者と連絡をとり、その指示に従うこと。
- 5) 相手に声をかけて（または合図で）確かめながら作業をすること。

8.8 高所作業

- 1) 高所作業についての一般心得
 - ①高さ 2 m 以上の箇所で行うときは、墜落防止のための足場など作業床を設けるか、防網を張り、又は安全帯を使用すること。
 - ②床面より高さ又は深さが 1.5 m を超える箇所で行うときは、安全に昇降できる設備を設けること。
 - ③ヘルメットは必ず着用し、あご紐等で固定すること。
 - ③ 周囲の配管・配線に注意すること。

- ⑤高所から材料、工具等を投下しないこと。物品の吊り上げ、吊り下げその他危険な区域を設け、安全ロープと標識で表示し、見張り人をつけて人が近づけないようにして行うこと。
- ⑥高所では材料、工具等の置き方、動かし方に注意し、物を落とさないこと。
- ⑦屋根上の作業は、特に足元に注意すること。スレートの場合は、幅30cm以上の歩み板を設け、網を張る等の踏み抜きによる危険防止を図ること。
- ⑧高所作業に際しては電柱や梁等の腐食、ゆるみに注意してから上がること。
- ⑨滑りやすい履物は絶対禁物である。
- ⑩梁上に一時的に置く材料、足場板等が落ちないように落下防止をすること。

2) ダクト配管作業

ダクトに直接はしごを掛けたり、乗ったりしてはならない。

3) エアー配管作業

エアーはバルブ等で完全に止め、残圧がないことを確認してから作業をすること。

4) 蒸気配管作業

蒸気は完全に止め、残圧がないことを確認し、配管の熱が冷めてから作業をすること。

5) 電気配線工事作業

電源は必ず切ったことを確認してから作業をすること。

6) 機械修理作業

①機械の上の高い所の作業は、滑らないように油を拭き取ってから行うこと。

②無理な姿勢で作業をしないこと。

③電源は必ず切ったことを確認してから作業をすること。

7) 蛍光灯器具等取り付け作業

高所作業車を使用する場合は、資格者以外が使用してはならない。また、上下動の際は、操作者との合図を確実にすること

8) はしご、脚立による転倒防止

①転倒を防止するため下端部には滑り止めを取り付ける。

②老朽、不良品等を間に合わせのために使用してはならない。また、長さ不足のものにパイプ、木材等を継ぎ足して使用してはならない。

③はしごは水平面と75度の角度で使用すること。

④はしご、脚立に背を向けて降りないこと。また、手に物を持って上がり下がりしないこと。

8.9 ガス溶接・溶断、電気溶接作業

1) ガス溶接・溶断、電気溶接作業の一般心得

①ガス溶接・溶断、電気溶接作業は、有資格者が行うこと。

②火気類使用許可願（20D-17-011F2）を所定の手続きにより提出し、許可されたのち火気使用をすること。

④火花の散乱を防止する（火花受け等により）と共に、消火器（ABC10型以上）を設置すること。

- ④高所で溶接、溶断作業を行うときは、火花受けを設けること。また、監視人をつけること。
- ⑤電気溶接使用の際の火花テストは、あらかじめ品物を用意して行うこと。建物、溝の鉄板蓋等で行ってはならない。
- ⑥溶接・溶断作業終了後は、火気類使用許可願（20D-17-011F2）の指示に従い30分毎に異常のないことを確認し、Bosch グループ事業所の工事管理部署へ報告すること。

8.10 電気取り扱い作業

1) 電気取り扱い作業の一般心得

- ①電気取り扱い作業は、有資格者（特別教育修了者）が行うこと。
 - ②150Vを超える移動式又は可搬型の電動機械器具については、漏電遮断装置を取り付け、アースを確実にすること。
 - ③停電作業、高圧線に関する作業は、事前に打ち合せを行い関係者に周知させること。
 - ④ヒューズは、指定のものを使用すること。
 - ⑤移動式電灯には、ガードを取り付けること。
 - ⑥操作スイッチ、その他のスイッチ等に「投入禁止」、「操作禁止」等の札をかけて作業すること。また、札をかけた者以外投入してはならない。
- 2) 電源の接続方法は、Bosch グループ事業所の工事管理部署の指示するところに接続すること。接続方法は、ブレーカー又はヒューズを通し確実にビスで固定すること。
- 3) ブレーカー又はヒューズは指定のものを使用すること。その他不良品を使用しないこと。

8.11 機器の指定および取り扱い

- 1) ホースのジョイント部、器具の取付部はホースバンドで確実に取付ける。針金その他で代用してはならない。
- 2) 作業に使用する機器類は、常に点検し作動確実なものを使用すること。
- 3) 機器の不備又はコードの被覆が損傷した場合等は、速やかに取り替えること。その間機器の使用をしてはならない
- 4) ホース、電線等が通路にかかるときは、適当な支持物でオーバーヘッドにし標示すること。
- 5) Bosch グループの事業所の構内運搬車両、機械器具、装置類を使用するときは、資格免許証等を提示し、Bosch グループ事業所の工事管理部署の許可を受けること。その他、各機器の使用責任者は、安全を確認の上作業を行うこと。

9 改廃

この規則の改廃は、安全環境部（C/PSR-JP）が起案して安全担当役員の承認を得ること。

10 施行期日

この規則は 2014 年 3 月 1 日から実施する。

付表

20B-17-014F1			
BOSCH		構内作業に伴う事前届出書 (労働上の安全、防災および環境保護)	
フォーム1: 許可、フォーム2: リスク評価 (行動基準)		C/PSR-JP	
※用語・定義: 工事とは、外部業者による構内での工事及び作業を示す。ただし、FAX修理・販売員・配送等は除く。			
※依頼職場から施設・工機部門等へ発注し、そこから外部業者へ工事手配した場合は、依頼職場経由で事業所HSEへ届出願います。			
ボッシュ(株) 殿			
事業所安全担当部署 (HSE←担当)	工事管理部署責任者 (GM←Mgr←担当)	←	(外部工事責任者殿 ご記入欄) 申請 年 月 日
事業所通知発行 (HSE)			
要 / 否			
工事名:		工事内容:	
工事管理部署:		電話:	外部工事責任者:
作業場所(部門/部署、建物/階数、事務所):		電話:	
工事期間	開始日時:	終了予定日時:	
作業人員:			
構内作業における安全管理者:			
使用機械名及び使用作業名:			
緊急連絡先(TEL):			
1、工事管理部署からの指示書事項:			
※RBJP工事管理部署は、工事に伴う必要な指示を行い、指示事項にチェック「レ」をしてください			
<input type="checkbox"/> 訪問者のための指示 (禁止事項、構内交通ルール、緊急避難路・避難場所、その他) <input type="checkbox"/> 外部工事業者への一般指示 (主な内容): ・外部業者のための安全管理規則(20B-17-014)、火気使用許可基準(20D-07-011)、事業所毎の構内交通規則 ・関係法令の順守; 法令で定められた免許保有者・作業主任者・特別教育受講者等の選任、 労働安全衛生法令事項(高所作業での落下防止、保護具の着用等)及び消防法令事項の順守 ・その他: 定められた場所以外での喫煙禁止、駐車時のイグニッションキーの取り外し <input type="checkbox"/> 危険物の取り扱い <input type="checkbox"/> 廃棄物処理 <input type="checkbox"/> 拠点の状況(工場の環境、移動ルート、一般通路、避難経路、消火設備、制御盤など) <input type="checkbox"/> 作業リスク: <input type="checkbox"/> 許可内容(本フォーム1)を参照 <input type="checkbox"/> リスクアセスメント(本フォーム2)を参照 <input type="checkbox"/> その他(爆発、危険、毒劇物・有害情報); <input type="checkbox"/> 作業リスク: 補足資料(ボッシュNormN93、RBJP規則、個別指示等);			
2、共通フォーム: リスク項目の確認 (外部工事責任者殿 ご記入欄)			
※外部工事責任者は、対象となる作業や作業場の環境(複数)に該当するリスク項目の全てをチェック「レ」をしてください			
<input type="checkbox"/> 落下/崩壊/埋没 高所作業、掘削	<input type="checkbox"/> ストレス/作業強度 密閉空間/容器内の作業	<input type="checkbox"/> 挟まれ 可動部品、工具、輸送手段	
<input type="checkbox"/> 機械的リスク 落下物/横転物	<input type="checkbox"/> 電気的リスク 感電/アーク	<input type="checkbox"/> 生物学的リスク 微生物、ウイルス	
<input type="checkbox"/> 危険物質/暴露 皮膚接触、吸入、飲み込み、化学反応(気体/蒸気、塵埃)	<input type="checkbox"/> 火災/爆発 可燃性/酸化性の液体/固定/気体/蒸気、例: 天気	<input type="checkbox"/> 環境上のリスク 地下水の保護、廃棄物、排気	
<input type="checkbox"/> 身体への物理的影響 騒音、超音波、振動、高温/低温媒体、放射線(電離性/非電離性)、関連する電磁場	<input type="checkbox"/> 作業環境 輸送経路、階段、つまずく危険性、照明、気候、配線、消化器、気体/液体センサー	<input type="checkbox"/> 組織 指示/監督/訓練/適正、個人保護具、他との連携、健康診断	
<input type="checkbox"/> 補足/その他の情報:			

3、フォーム1： 許可が必要な工事の場合

※事前許可を条件とする作業(火災・爆発(切断・溶接・焼成・火花等の熱による 危険や爆発の危険性のあるエリア、タンク等のガス・酸欠の危険性がある作業)では許可が必要となります。

外部工事責任者は、該当する項目(複数)に チェック「レ」をしてください

工事に伴い安全装置の解除・使用中止・撤去をしますか？	外部工事責任者
<input type="checkbox"/> 火災検知: <input type="checkbox"/> 火災報知機	
<input type="checkbox"/> 自動消火システム: / その他	
<input type="checkbox"/> 安全チェーン <input type="checkbox"/> ガス検知システム <input type="checkbox"/> 漏れ検知システム <input type="checkbox"/> 安全シャワー	
名称:	
<input type="checkbox"/> その他:	

上記(2, 3項)に伴う保護対策は何ですか？

上記(2, 3項)に伴う保護対策は何ですか？	外部工事責任者
<input type="checkbox"/> 落下保護: <input type="checkbox"/> 足場、 <input type="checkbox"/> 安全ネット、 <input type="checkbox"/> 防壁、 <input type="checkbox"/> 支持板	
<input type="checkbox"/> 電気接続部: <input type="checkbox"/> 建築現場の配電盤	
<input type="checkbox"/> 関連部門/会社の訓練	
<input type="checkbox"/> 安全領域の確保: <input type="checkbox"/> 防壁、 <input type="checkbox"/> 安全防護物、 <input type="checkbox"/> 関連情報	
<input type="checkbox"/> 輸送経路/避難経路の変更:	
<input type="checkbox"/> 配管/経路/配線の状態のチェック	
<input type="checkbox"/> シャットダウン: <input type="checkbox"/> 機械設備(MAE)安全装置、 <input type="checkbox"/> ロックアウト	
<input type="checkbox"/> 半径 m内の可燃性材料: <input type="checkbox"/> 削除/カバー、 <input type="checkbox"/> 抑制	
<input type="checkbox"/> 作業領域のカバー/シール機械設備(MAE)、ジョイント、開口部	
<input type="checkbox"/> 換気: <input type="checkbox"/> 設置済み、 <input type="checkbox"/> 部屋:	
<input type="checkbox"/> 特殊な工具/道具の使用:	
<input type="checkbox"/> 濃度測定:	
<input type="checkbox"/> 監視: <input type="checkbox"/> 二人体制、 <input type="checkbox"/> 定期的、 <input type="checkbox"/> 頻度:	
<input type="checkbox"/> 火災の危険のある作業の禁止(例:溶接、ハンダ付け、覆われていない点火部を持つ物)	
<input type="checkbox"/> 消火器の準備:	
<input type="checkbox"/> 個人保護具:	
<input type="checkbox"/> 落下防止具、支え: <input type="checkbox"/> 安全帯、 <input type="checkbox"/> 固定点、 <input type="checkbox"/> 構造支持物、 <input type="checkbox"/> 移動式	
補足/その他の情報:	

4、フォーム2： リスクアセスメントによる危険源の特定及びリスク評価と対策の実施

※外部工事業者は、機械設備及び作業のリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメント結果と対策を記入してください。

リスクアセスメント結果:

リスクアセスメント結果に伴う対策:

5、工事前の事前準備状況の確認

※外部工事業者は、届け時に以下の内容を確認し、該当するものを ○で囲むこと。

工事管理部署からのMSDS や安全情報(危険源等) を受領しましたか？	工事に伴う有資格者等 の法令順守事項は ありますか？	リスクアセスメント結 果と工事計画書を 提示しましたか？	工事での火気使用 申請の要否は？ (20D-17-011F2)
有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無

6、共通フォーム：契約及び承認

(責任)

- ・外部工事業者は、その現場代表者および全従業員、ならびに下請け業者がボッシュの作業を実行する際、規定通りの訓練、承認、免許、認定あるいは資格を有することを保証する。また、契約業者は、同社の全下請け業者に対し、ボッシュの作業を実行する際に遵守すべき規則および要求事項を通知していることを保証する。
 - ・外部工事業者の現場代表者は、その部下の安全と、第三者への潜在的なリスクに対する安全措置を取ることに責任を持つ。
 - ・外部工事業者の現場代表者は、業務に適した人材を採用する義務を負う。
 - ・義務を果たさない場合、損害賠償請求を負う場合がある。
 - ・外部工事業者は、適切な監視を行うことで同社の義務を確実に遵守する責任がある。
- ボッシュは、指示・リスク評価といった要求事項の遵守を監視する権利を保持する。

重大な違反があった場合、ボッシュは作業を中止し、その契約解除オプションを行使し、外部の第三者を関与させる権利を保持する。不備が著しい場合、他の入札にも影響を及ぼす場合がある。

誓約書：(RBJPと外部工事責任者間での両者は安全情報を伝達・調整・確認してサインする)

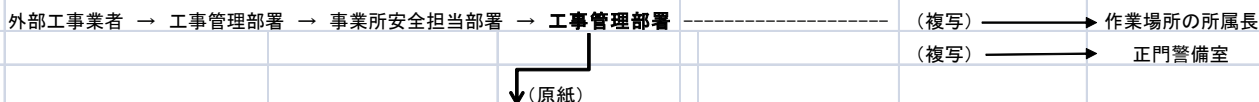
	工事管理部署	外部工事責任者殿			
部門/会社名					
氏名					
電話番号					
日付					
署名					

許可が必要な工事の許可/承認：(RBJP関連部署の許可)

関係する部署にチェック「レ」し、関係部署の承認を得る

	<input type="checkbox"/> フロアー/職場Mgr	<input type="checkbox"/> 工事管理部署	<input type="checkbox"/> HSE(安全・防災)		
部門					
日付					
署名					

【本届出書の回付ルート】



7、結果の確認・評価 (RBJP社内)

抜き打ち検査

検査項目(N93 A20からの例)： 作業開始前および変更があった際の訓練と指示、外部従業員の必要な資格認定および訓練の修了証明書の確認、潜在的な相互リスク、外部の従業員が必要な指示を受け、要求事項/規則を遵守しているか、次の作業の調整と保護対策の時宜を得た(必要であれば毎日の)実施、梯子、足場および移動式昇降作業用プラットフォーム

- ① **工事管理部署による抜き打ち検査：** フォーム3又は事業所のフォームによる
- ② **外部工事責任者(外部業者)による抜き打ち検査：** フォーム4又は各社のフォームによる

※RBJP工事管理部署は、抜き打ち検査を添付し下欄に記載する。

番号	日付/時刻	検査結果/対策	工事管理部署 担当者(氏名)	工事請負会社 工事責任者(氏名)

安全環境防災(EHS)違反：なし 軽微 重大(報告書を購買部門に送付)

工事管理部署による工事完了時の評価

左記で「No」場合は是正措置

外部工事は、法令・規則を 順守すると共にリスクアセ メント結果に伴う処置をして いるか	工事請負業者へ「外部業 者のための安全管理規 則」及び安全情報(危険 源)を提供したか	工事責任者・工事管 理部署は、無作為の 点検で手順や保護対 策が順守されていた か	
Yes / No	Yes / No	Yes / No	

工事管理部署(保管)

2013. 11. 15

※記入内容に応じて印刷ページ数を増やしても可 (例：3ページ → 4ページ)

様式2(20B-017-014F2)

構内作業における事故・災害届出書

年 月 日

ポッシュ(株) 殿

工事施工会社名	
所在地	
T E L	
施工責任者	印

1. 事故・災害発生日時	
2. 発生場所	
3. 発生状況	
4. 作業責任者	
5. 被災者名	
6. 応急処置	
7. 今後の安全対策	
8. 安全管理者	印

ポッシュ(株) 殿

(事業所安全担当部署)			(工事管理部署)		
G M	Mgr	担当	課長・Mgr	SV・GL	担当

←

【回付ルート】

業 者 → 工事管理部署 → 事業所安全担当部署 → 工事管理部署

写 ー → 作業場所所属長

20B-17-014F4							
BOSCH		労働上の安全、防災および環境保護					
		フォーム4:				C/PSR-JP	
		(外部工事責任者による抜き打ち検査)					
工事名:				工事内容:運搬作業			
工事会社名:				外部業者の責任者:		電話:	
工事管理部署:				責任者:		電話:	
場所		部門/部署:		建物/階数:		事務所:	
日付		開始日:		終了予定日:			
						(作業中の点検開始時刻: 時 分)	
確認欄に問題が無い場合はチェック「レ」、問題ある場合は「NG」記入してください							
		項 目				確認欄	
工 事 全 般	1	工事許可申請書、作業者名簿が届出されているか					
	2	工事責任者がいて、腕章又はワッペン等で分かるようになっているか					
	3	元請の工事責任者が施工業者に対し作業手順を指示したか					
	4	手順どおり作業していることを工事責任者がキチンと確認しているか					
	5	工事責任者が作業員に対し、服装、保護具の点検、危険箇所の指示等安全ミーティングを実施したか					
	6	立会者当日の作業内容、範囲、方法、手順を責任者に確認したか (方法、手順の最終決定は工事責任者による)					
	7	作業に必要な有資格者について、資格証があるか					
	8	作業内容に応じた必要な表示、標識、柵が設置されているか					
	9	周囲の設備や製品に対する保護がされているか					
	10	工事用資材の置き場所、置き方及び車両の駐車場所は安全上問題ないか					
	11	休息場所、喫煙場所を指定したか					
道 路 作 業	1	通行人、進行車両に対する工事中の標示、又は安全柵が設置されているか					
	2	横断ロープ設置の場合は、明確な標示があるか					
	3	夜間は照明や警告灯で危険区域が明示されているか					
	4	開口部(穴やビット等)に墜落防止の対策及び立入禁止の標示があるか					
火 気 使 用 作 業	1	火気厳禁工程付近における注意事項を指示したか、遵守されているか					
	2	作業内容に応じた消火器(一般、油・電気)が準備されているか					
	3	ガス、アーク溶接、溶断、加熱作業について資格証を確認したか					
	4	作業状況に応じ、防火シート、鉄板等で火花飛散防止がされているか (特に油があるピット内には絶対火花が入らないようにする)					
	5	床や周囲の清掃がされ且つ、ウエス、ダンボール等が置かれていないか					
	6	残り火が無いことを確認したか					
	7	研磨粉、おが屑、油の付着したダスト等の残り火確認: 守衛に夜間巡視を指示したか(じわじわ燃える物は時間が経過しないと発見できない)					
ガ ス 取 扱	1	ポンベの運搬は転がらず台車を使用しているか					
	2	ポンベが直射日光にあたっていないか、加熱炉の近くに置いていないか					
	3	作業中断中はポンベ元栓を閉じゲージ圧力がゼロになっているか					
	4	圧力計が破損していないか(ゲージの針が動くか)					
電 気 作 業	1	開始時に検電器で確認しているか					
	2	活線状態で作業していないか…禁止作業					
	3	電動工具のプラグやコードが損傷していないか					
	4	配電盤、制御盤、ブレーカー等に「工事中電源入れるな」の札かけや標示がされているか					
※外部工事責任者は、工事終了時にRBJP工事管理部署へ提出してください。						2013.12.9	
※RBJP工事管理部署は「構内作業に伴う事前届出書」に添付し、保管してください。							

		項目	工事請負先 工事責任者
高所作業	1	高所作業とその下付近における同時作業を実施していないか	
	2	高所作業（高さ2m以上）付近に「高所作業中」の標示があるか	
	3	ヘルメットを着用し、あご紐をキチンとしているか	
	4	脚立に滑り止めがあるか、また、開き止めがキチンとされているか	
	5	ハシゴに滑り止めがあり、上部に転位防止の結束がされているか	
	6	脚立、ハシゴは、安定のよい場所に設置されているか	
	7	命綱を使用しているか	
	8	溶接火花や物の落下対策として、シート張りや監視人を配置しているか	
	9	材料や工具の上げ下ろしで吊りロープや吊り袋を使用しているか	
	10	作業終了時、高所に工具や材料の置き忘れがないことを工具責任者に確認したか	
薬品	1	薬品（有機溶剤、劇物等）の持ち込みはあるか	
	2	物質名、量、使用目的が工事担当部署に報告されているか	
	3	薬品の使用時、保護メガネ、保護手袋をしようしているか	
	4	残った薬品及び使用後の空容器を業者がキチンと持ち帰っているか	
	5	特に溶剤使用の場合、換気が良い状態で使用しているか	
ピット・タンク・炉等の内部作業			
	1	換気（送気・排気）を実施しているか	
	2	監視人が配置されているか	
作業中断時（昼食など30分以上、作業場を離れる場合）の注意点			
	1	ガスボンベの元栓が閉められているか、ゲージ圧はゼロか	
	2	アーク溶接機本体及び工事用分電盤のブレーカーが「OFF」になっているか	
	3	電動工具のプラグが抜かれているか	
	4	残り火がないか	
玉掛け等	1	重量物の運搬作業：荷崩れが生じないか	
	2	重量物の運搬作業：アンバランスにより、転倒することがないか	
	3	玉掛け作業の資格証を確認したか	
	4	フォークリフト作業の場合、資格証を確認したか	
環境汚染防止	1	残材や廃棄物の処分方法を指示したか、遵守されているか	
	2	持込資材の残材や、作業で生じた廃棄物を持ち帰っているか	
	3	廃液や廃油の処分方法を指示したか、遵守されているか	
	4	廃液や廃油の容器を屋外に放置していないか	
	5	油がこぼれた場合掃除しているか	
	6	路上で設備機器を掃除していないか	
終了時	1	残り火がないか（終業30分前に火気の使用を終了させることが望ましい）	
	2	当社の設備を移動した場合、元の位置に戻されているか	
	3	当社の工具類を使用した場合、所定の場所に戻されているか	
	4	整理、整頓、清掃が実施されているか	
	5	完了確認をしたか	
その他	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
安全環境防災(EHS)違反: <input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 重大(様式1にチェック及びフォーム1・2へ追記)			
<p>※外部工事責任者は、工事終了時にRBJP工事管理部署へ提出してください。</p> <p>※RBJP工事管理部署は「構内作業に伴う事前届出書」に添付し、保管してください。</p>			

火気使用許可願(平日、休日、時間外)

ポッシュ(株)殿

工事施工会社名	
T E L	
施工責任者	印

下記の要領で工事を実施したく火気使用許可をお願いします。

1. 工事場所(F)		2. 工事名称	
2. 使用期間	自 年 月 日() 至 年 月 日()	3. 使用時間	自 時 分 至 時 分

3. 使用する火気類に○印をし、使用目的を記入する。

火気の種類	使用	使用目的
1. 電気溶接機		
2. ガス溶接機		
3. トーチランプ		
4. 電気サンダー		
5. その他		

工事施工業者	
防火責任者名	
火気使用者名	

ポッシュ(株) 工事主管部門

工事主管責任者		工事立会現場責任者	
〒番号		TEL	

建物防災責任者	
所 属 :	
氏 名 :	印



*** 発火事故を起こさないよう、火災予防に努めます。**

許可年月日: 年 月 日

火 気 使 用 許 可

上記記載事項に限定し火気使用を許可します。また、下記の使用条件を遵守すること。

【火気使用許可条件】

1. 溶断等火花発生の場合、引火防止のため切削屑、油ボロ、オガ屑、その他付近の危険物へ不燃材料(防災シート、つい立て等)による防護措置を施すこと。
2. 消火器を必ず配備すること(但し、当社の器材を配備する場合は当社の工事立会現場責任者の許可を受けること)。
3. 工事方法については、当社の工事立会現場責任者の確認を得て実施すること。
4. 火気工事施工会社の責任者は、火気使用条件を火気工事に当たる作業者に充分指導し万全の措置を講じること。
5. 喫煙は決められた場所以外では絶対にしないこと。
灰皿を備えるとともに、吸殻は水で消してから収集ステーションの吸殻入れに捨てて下さい。
6. 火気の使用後の始末、点検を完全に実施すること。

使用後、30分毎に必ず安全確認(事務所は4時間後まで、可燃物のある職場は6時間まで)

(注): 上記条件が守られなかったために万一火災となった場合は、損害を請求することができる。また、事故に関する資料の提出を要求することができる。

事業所安全担当部署

G M	Mgr	担 当

許可元確認事項; 1. 移動可能な危険物の撤去 2. 工事場所の職場責任者の確認

【回付ルート】

火気使用元→工事管理部署→建物防災責任者→火気使用元→事業所安全担当部署→火気使用元
→ 警備室

SER11008(様式4-1-1)

事前の防災チェック票(外部業者による工事用)

チェック日; _____ 年 月 日

チェック時刻; _____
午前 _____ 時 分
午後 _____ 時 分

工事等の名称(内容); _____

工事等の業者名; _____

業者側チェック時立会い責任者氏名; _____ 印

RBJP チェック者所属; _____

RBJP チェック者氏名; _____ 印

No	チェック項目	OK=レ NG=×	NGの対応処置と確認
1	「火気類使用許可願」を所定の手続きにより提出したか。		
2	外部業者のための安全管理規則を説明したか。		
3	ガス溶接・溶断、電気溶接作業は有資格者が行うこと。必ず、免状を確認したか。		
4	溶断等の場合、油、切削屑、油ボロ、オガ屑等は撤去すること。撤去できない場合は引火防止の為、不燃材料(防災シート・つい立等)による防護措置を施すこと。		
5	工事内容により防火監視員を置き、可燃物の除去、発火の注意・発見並びに消火活動のできる体制であるか。		
6	工事方法については、当社の工事立会い現場責任者(課長以上)の確認を得ているか。		
7	火気工事施工会社の責任者は、火気使用条件を火気工事にあたる作業者に十分指導し万全の措置を講じたか。		
8	消火器を配備してあるか。但し、当社の器材を配備する場合は、当社の工事立会い現場責任者の許可を得ているか。		
9	消火器は油の種類や工事方法によって、より消火能力の高いものを用意してあるか。		
10	喫煙は決められた場所以外では絶対にしないこと。または灰皿を備えとともに、吸い殻は水で消してから収集ステーションの吸い殻入れに捨てるのが徹底されているか。		
11	その他、防災上必要なことがあれば記入。 ()		

用語解説

- 「火気」…溶接機・溶断機・サンダー・トーチランプ など
- 「火気本体」…本体の発熱部分・サンダーの砥石 など
- 「工作物」…溶接した物・溶断した物・サンダーなどで削った物 など
- 「溶断溶接屑」…溶断溶接の火玉・サンダーのスラッジ など

SER11008(様式4-1)

防災チェック票(外部業者による工事用)

※チェックする時、火傷やケガに十分注意してください

チェック日; _____ 年 _____ 月 _____ 日

チェック時刻; _____ 午前
_____ 午後 _____ 時 _____ 分

工事等の名称(内容); _____

工事等の業者名; _____

業者側チェック時立会い者氏名; _____ 印

チェック者所属; _____

チェック者氏名; _____ 印

No	チェック項目	OK=レ NG=×	NGの場合の実施内容
1	使用した火気本体の熱は、手で触れることが出来る程度まで下がっているか？		
2	火気使用による工作物の熱は、手で触れることが出来る程度まで下がっているか？		
3	火気を使った周辺に、火種は残っていないか？		
4	溶断溶接屑及び溶断や砥石で切断した破片は、水で冷やしてから捨てたか？		
5	廃棄した物は、発火の危険がないか？(廃棄した全ての物をチェックすること)		
6	使用した電源は、遮断したか？		
7	煙草の吸殻は、水で消して収集ステーションの吸殻入れに捨てたか？		

用語解説

「火気」…溶接機・溶断機・サンダー・トーチランプ など

「火気本体」…本体の発熱部分・サンダーの砥石 など

「工作物」…溶接した物・溶断した物・サンダーなどで削った物 など

「溶断溶接屑」…溶断溶接の火玉・サンダーのスラッジ など

「廃棄した物」…紙くず・弁当くず等含む捨てたものすべて

11 変更履歴

版数	施行日	改定日	起案者	改訂内容
第1版	—	—	—	規則として SER11008 発番制定
第2版	1994.10.01	1994.10.01	RBJP/CHE1	改訂
第3版	1997.11.01	1997.11.01	RBJP/CHE1	同上
第4版	2003.09.01	2003.09.01	RBJP/CHE1	同上
第5版	2009.11.01	2009.10.29	RBJP/HSE2 高津	安全情報伝達及び発番変更 SER11008 → 20B-17-014
第6版	2010.11.16	2010.11.11	C/PSR2-JP 高津	フォークリフト安全管理細則の適用、 構内車両事故報告書を追加
第7版	2012.10.01	2012.07.20	C/PSR2-JP 高津	リスクアセスメントの実施確認及び点検・監視、 法令順守の追記の追加。7.1 1) 法令順守
第7.1版	2012.10.01	2012.09.18	C/PSR2-JP 高津	添付帳票「構内作業に伴う事前届出書」 の改定
第8版	2014.03.01	2014.01.07	C/PSR2-JP 高津	ポッシュ NormN93A20 改定に伴う 事前届出書フォーマット変更